

令和元年12月吉日

関係機関 各位

社会福祉法人 岐阜県福祉事業団  
岐阜県地域生活定着支援センター

令和元年度 普及啓発研修のご案内

平素より当事業所の活動に対してご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、岐阜県地域生活定着支援センターの普及啓発の一環として、地域で障害者を支援している機関の紹介と連携を深めることを目的に当研修会を開催します。

研修では岐阜保護観察所の社会復帰調整官である岩田浩司氏と指定相談支援事業所うかいの丸山直寛氏を講師としてお迎えし、医療観察制度における社会復帰調整官の役割や触法障害者をどのように地域で対応していったのかなど、事例を踏まえながら講演していただく予定です。

皆様におかれましては、年始のご多忙な頃とは存じますが、ご参加いただきますようよろしくお願い致します。

記

- 1 日 時 令和2年1月23日(木) 13:30～15:30  
(受付13:00～)
- 2 場 所 岐阜県福祉・農業会館 6階 研修室  
岐阜市下奈良2-2-1
- 3 内 容 「医療観察制度と触法障害者の社会復帰について」
- 4 参加者 福祉・行政関係者等
- 5 主 催 社会福祉法人岐阜県福祉事業団 岐阜県地域生活定着支援センター
- 6 問い合わせ先  
岐阜県地域生活定着支援センター 担当：山口、笠野  
TEL：058-213-8820 FAX：058-213-8821  
Mail：teichaku@gifu-fukushi.jp
- 7 その他 車でお越しいただく際は会館北側の来客駐車場をご利用いただけます。  
※台数には限りがございますのでご了承ください。

「医療観察制度」は、心神喪失又は心神耗弱の状態（精神の障害のために善悪の区別がつかないなど、通常の刑事責任を問えない状態のことをいいます。）、他害行為を行った人の社会復帰を促進することを目的とした処遇制度です

# 申込書

FAX またはメールにてお申込みください。

FAX : 058-213-8821

Mail : teichaku@gifu-fukushi.jp

申込締切：令和2年1月8日（水）

所 属			
連 絡 先			
氏 名			
講師への 質 問			

## 【会場案内】

岐阜県福祉・農業会館

(岐阜市下奈良2-2-1)

- ①JR 岐阜駅南口バス乗り場から  
岐阜市コミュニティバス  
「西ぎふ・くるくるバス」約21分
- ②JR 岐阜駅北5番バス乗り場から  
岐阜バス  
「ふれあい福寿会館 行き」約20分
- ③JR 東海道新幹線岐阜羽島駅から  
タクシー 約20分
- ④名神高速岐阜羽島IC から車で約20分

